

第34号発議案

新・過疎法の制定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者 総務文教委員長 小林 林 一

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治 様

新・過疎法の制定を求める意見書

過疎地域は、我が国の豊かな自然と美しい景観を維持するとともに、古来よりの文化と伝統を継承し、良質な水やエネルギー、食料などを供給してきた。また、過疎地域にある広大な森林が地球温暖化の防止に貢献するなど、我々国民が生活を営む上で必要な多くの事柄に関して、大きな役割を果たしてきたところである。

これまで4次にわたり過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきたところであるが、残念ながら、過疎地域においては、人口減少や少子・高齢化が急激に進展し、集落が消滅する危機に瀕するなど深刻な状況に直面しており、国土保全の観点からも抜本的な対策が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、過疎地域の諸課題を解決するため、平成21年度末に失効する過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな法律を制定するとともに、平成22年度予算において過疎市町村に過疎対策基金を創設してソフト事業の積極的な支援を行い、地方交付税についても更なる充実・強化を図るなど、総合的な過疎対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様
国土交通大臣	前原誠司様

原案可決
全会一致

第36号発議案

森林・林業・木材産業政策の推進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者 産業経済委員長 西 川 洋 吉

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治 様

森林・林業・木材産業政策の推進を求める意見書

今般の世界的な経済危機は、我が国経済に深刻な影響を与え、特に、木材需要の急激な縮小と価格の急落は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を極めて厳しい状況に陥れており、今後もこのような状況が続けば、森林の荒廃による公益的機能の低下が強く懸念されることから、林業を再生し健全な森林を育てていくことが喫緊の課題となっている。

一方では、地球温暖化が深刻な環境問題となり、また、生物多様性の問題などがクローズアップされるなか、森林に対する国民の関心は急速に高まってきており、特に地球温暖化防止に貢献する森林への期待は非常に大きくなってきている。

よって国会並びに政府におかれては、森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現と山村の再生に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 京都議定書の二酸化炭素の森林吸収目標3.8%を確保するために必要な間伐や、これを効率的に推進するための路網整備、竹の侵入等により荒廃が進む里山の整備等を着実に推進すること。また、環境税等税制上の措置を含め必要な財源の安定的確保を図ること。
- 2 住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大や木質バイオマス利用・開発の推進、また、品質・性能が明確で、かつ、効率的な木材製品の生産・加工・流通体制の整備による林業・木材産業の活性化と山村の再生を図ること。
- 3 緑の雇用等による林業労働力対策及び林業後継者対策や施業の集約化、機械化による効率的な生産システムの確立等の経営対策を通じ、地域の森林・林業を担い手とする森林組合や素材生産業者等の担い手を育成し、持続可能な森林経営体制の確立を図ること。
- 4 昨今の集中豪雨等山地災害の多発傾向に鑑み、緑のダムとしての機能を有する森林の再生を通じた安心・安全の確保に向け、地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣

横路孝弘様
江田五月様
鳩山由紀夫様
藤井裕久様
赤松広隆様
小沢鋭仁様

原案可決
全会一致

第35号発議案

改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者 産業経済委員長 西 川 洋 吉

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治 様

改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書

経済・生活苦による自殺者が年間7千人以上、自己破産者が18万人を超え、多重債務者も200万人を超えるなどの深刻な状況に鑑み、多重債務問題を解決するため平成18年12月に与野党全会一致で、改正貸金業法が成立した。

同法は段階的な施行を重ねてきており、平成20年の自己破産者数は13万人弱にまで減少した。

しかしながら、改正貸金業法の完全施行を目前に控え、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、消費者金融の成約率が低下し、借りたい人が借りられなくなっていることや中小企業を巡る資金調達の環境が悪化していること、あるいは、ヤミ金融被害の増加を招くこと等の理由により、改正貸金業法の完全施行の延期や金利規制・総量規制の緩和を求めるべきとの意見が一部にみられるが、未だ潜在的には多くの多重債務者が存在していることから、多重債務問題を抜本的に解決するために、改正貸金業法を早期に完全施行する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 家 公 安 委 員 長	中 井 治 様
金 融 担 当 大 臣	亀 井 静 香 様
消 費 者 担 当 大 臣	福 島 瑞 穂 様

原案可決

全会一致

第37号発議案

並行在来線に関わる新たな仕組みを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者 建設公安委員長 桜 井 甚 一

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治 様

並行在来線に関わる新たな仕組みを求める意見書

地域の重要な交通インフラである信越本線・北陸本線は、地域経済振興や地域産業発展に大きく寄与してきたことは言うまでもない。しかしながら、それが平成26年度末の北陸新幹線開業に伴いＪＲから経営分離されることによって並行在来線となり存続が危ぶまれるのではと、多くの沿線住民や自治体は大きな不安を抱いている。

新幹線開業に伴う並行在来線のＪＲからの経営分離の根拠は平成2年の「政府・与党申合せ」にあるが、これに基づき先行して分離された地域では、そもそも赤字路線を地元が引き受けたこともあり、いずれも厳しい経営を強いられ重い公共負担に悩まされているのが実情である。本県においても、大幅な運賃値上げを想定してもなお開業から30年間の公共負担が約386億円と見込まれるなど、経営分離後の並行在来線運営は極めて厳しいことが予想されている。

こうした状況に加え、昨今の景気・経済状況をはじめ様々な環境が大きく変化していることを考えれば、北陸新幹線開業後も並行在来線が将来にわたり持続可能な鉄道として存続するためのスキームを構築するなど、現状に即した対策を講じる必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について早急な対応を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方負担軽減などのため、幅広い観点から新幹線貸付料の地元還元などの財源確保策を盛り込んだ「新たな仕組み」を構築すること。
 - 2 初期投資に対する起債充当及び交付税措置を講じること。
 - 3 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度を充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
国土交通大臣	前原誠司様

原案可決

賛成多数

第38号発議案

地方の要望を国政に直接伝える仕組みの保障を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者	雄一	辰八	井原	榆中	景爾雄	隆莞和	藤藤川	斎佐小	二純三	雄正	川藤沢	皆佐柄
賛成者	之猛吉彦洸郎修夫子ヨ秀	卓洋国碩伊良キ幸	藤野川谷野林井野島川尾	佐片西金中三石星竹松横	成隆一修昭生夫一元郎子	一林孝峯惇佳芳太力ヨ	檜島林野身野辺富山木川	富小小沢尾小渡三小青中	大一一一秀郎機仁男雄澄	一孝甚良吉二光英邦浩真	林村井村川松津山月田藤沢	小市桜岩早村長東若志佐吉

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治 様

地方の要望を国政に直接伝える仕組みの保障を 求める意見書

政府・与党においては、地方からの要望について民主党本部幹事長室に窓口の一元化を図るための仕組みづくりが進められている。

原口総務大臣が「地方自治体の首長は、選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることは、あってはならない」との趣旨の発言を行っているとおり、地方の声を国政に伝えるために、主権者の代表たる地方自治体の首長が中央政府に対し要望することは、極めて重要な事柄である。また、国と地方は対等・協力関係にあることから、国は、地方の要望を真摯に受け止めなければならないところである。

そもそも、立法府を構成する政党と行政府たる内閣の機能は同一のものではなく、三権分立の観点からも立法と行政の役割分担は明確に行われるべきものである。様々な分野にわたる要望事項を行政府そのものが受理せず、政党が一元化して受ける仕組みは、イデオロギーによる差別化や敵対する特定の者に不利益を与えることも懸念され、憲法で保障されている国民の請願権を侵害することにもつながりかねないものである。

よって国会並びに政府におかれては、地方の声が十分に国の施策に反映されるよう、地方の要望を国政に直接伝える仕組みについて保障することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 苺 謙 治

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様
内閣官房長官	平野博文様
国家戦略担当大臣	菅直人様
行政刷新担当大臣	仙谷由人様

原案可決

賛成多数

第39号発議案

拉致事件の解決に向けて積極的な対応を図ることを
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者	沢 佐 柄	野 藤 沢	正	修 純 三	斎 佐 小	藤 藤 川	隆 莞 和	景 爾 雄	榆 中	井 原	辰 八	雄 一
賛成者	皆 佐 片 西 早 村 長 東 若 志 佐 吉	川 藤 野 川 川 松 津 山 月 田 藤 沢	雄 卓 洋 吉 二 光 英 邦 浩 真	二 之 猛 吉 秀 郎 機 仁 男 雄 澄	小 市 桜 岩 尾 小 渡 三 小 青 中	林 村 井 村 身 野 辺 富 山 木 川	一 孝 甚 良 孝 峯 惇 佳 芳 太 力	大 一 一 昭 生 夫 一 元 郎 子	富 小 小 金 中 三 石 星 竹 松 横	檜 島 林 谷 野 林 井 野 島 川 尾	一 林 国 碩 伊 良 幸	成 隆 一 彦 洸 郎 修 夫 子 三 秀

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治 様

拉致事件の解決に向けて積極的な対応を図ることを 求める意見書

鳩山内閣発足から2か月以上経過したにもかかわらず、未だ拉致問題について、政府の対策が不透明で、解決に向けた対応方針が明示されていないことに被害者家族は不安を募らせている。

これまでの自民・公明の連立政権においては、「すべての拉致被害者の即時帰国要求」、「厳格な法執行の実施」及び「更なる制裁措置の検討」など6項目が踏襲され、一日も早い解決に向けて努力がなされてきたところであるが、新政権においては、これまでの路線を踏襲しないことが表明されている。鳩山総理は所信表明演説で、拉致問題については「考え得るあらゆる方策を用い、一日も早い解決を目指す」と述べるにとどまり、具体的な方策には言及せず、「圧力」という言葉も用いていない。

また、10月に発足した拉致対策本部の設置目的は、「生存者の即時帰国に向けた施策」、「安否不明被害者の真相究明」及び「拉致問題への戦略的取組の機動的な推進」など抽象的な内容にとどまっており、家族会も「圧力なく交渉したら北朝鮮のペースになる」と不安を表明している。11月に来日したオバマ米大統領は、北朝鮮と近隣諸国との関係正常化について「拉致被害者の消息について日本の家族が完全な説明を受けて初めて可能になる」と講演で述べ、北朝鮮に拉致問題解決を促す強いメッセージを発しているにもかかわらず、鳩山総理は首脳会談で拉致問題を議題に取り上げなかった旨報道されている。

国連総会第3委員会では、北朝鮮に拉致問題の解決を強く求める人権決議案が日本や韓国などの賛成多数で採択され、日本、米国、韓国やタイなどの国会議員らによる「北朝鮮難民と人権に関する国際議員連盟」の第6回総会では、北朝鮮に拉致被害者の早期返還を求めることなどを盛り込んだ共同声明を採択していることから、この機会を逃すことなく世界各国とともに拉致事件の解決を図らなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、世界各国と協調し一日も早い拉致事件の解決に向けて、行動を起こすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国 家 公 安 委 員 長

横 路 孝 弘 様
江 田 五 月 様
鳩 山 由 紀 夫 様
岡 田 克 也 様
平 野 博 文 様
中 井 治 様

原案可決

賛成多数

第40号発議案

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者	齋藤小	藤藤川	隆莞和	景爾雄	榆中	井原	辰八	雄一	佐柄	藤沢	正	純三
賛成者	皆佐片西金中三石星	川藤野川谷野林井野	雄卓洋国碩伊	二之猛吉彦洸郎修夫	小市桜岩早村長東横	林村井村川松津山尾	一孝甚良吉二光英幸	大一一一秀郎機秀	富小小沢尾小渡三吉	檜島林野身野辺富沢	一林孝峯惇佳真	成隆一修昭生夫一澄

新潟県議会議長 帆 苅 謙 治 様

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書

民主党は、先の総選挙で掲げたマニフェストに掲載されていない「永住外国人に対する地方参政権の付与」について、法案を提出することを表明し、外国人の地方参政権に関する問題がクローズアップされているが、なぜ今、唐突にこの問題が提起されるのか不可解である。

日本国憲法は、第15条第1項において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。同項中の「住民」の解釈については、平成7年2月の最高裁判所の判決が示すとおり、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上疑義があると言わざるを得ない。

また、地方参政権を議論するのであれば当然のこととして、地方の意見が重視されるべきものであり、国会において拙速に審議されるべき案件ではないことから、政権を担う与党として軽々に法案提出を表明することは厳に慎むべきである。

よって国会並びに政府におかれては、永住外国人への地方参政権の付与について慎重に議論を重ねるとともに、地方の意見を十分に尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様
内	閣	総	理	大	鳩	山	由	紀	夫
総	務		大	臣	原	口	一	博	様
法	務		大	臣	千	葉	景	子	様
外	務		大	臣	岡	田	克	也	様

第41号発議案

難病患者支援の強化・拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者	富佐柄	樫藤沢	一正	成純三	斎佐小	藤藤川	隆莞和	景爾雄	榆中	井原	辰八	雄一
賛成者	皆市桜岩早村長東若志佐長	川村井村川松津山月田藤川	雄孝甚良吉二光英邦浩き	二一一一秀郎機仁男雄よ	小小小沢尾小渡三小青中吉	林島林野身野辺富山木川沢	一林孝峯惇佳芳太力真	大隆一修昭生夫一元郎子澄	佐片西金中三石星竹松横	藤野川谷野林井野島川尾	卓洋国碩伊良キ幸	之猛吉彦洸郎修夫子ヨ秀

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治 様

難病患者支援の強化・拡充を求める意見書

「無駄削減」を掲げて平成22年度予算の概算要求額圧縮に取り組む新政権が、難病の研究予算の要求額を大幅に減額したため、難病患者やその家族に不安が広がっている。

本年8月の平成22年度予算概算要求においては、難病対策を一層推進するために1,637億円を計上していた。また、本年度補正予算では「未承認薬等開発支援事業」として753億円を確保していたにもかかわらず、政治主導による見直しで100億円まで削り込まれた。

難病の数は、5,000から7,000あるといわれており、多くが効果的な治療法がないままになっている。舛添前厚生労働大臣が、難病に関する調査・研究の本年度予算を前年度比4倍の100億円に増額するとともに、難病の対象に新たに7疾患を加えたほか、難病の中でも4要件を満たしながら研究対象外だった疾患にも光を当てて実態把握などを進める「研究奨励分野」が新設され、公募で決まった177疾患の研究が始まり、希望の灯が大きく輝いたところである。

しかしながら、来年度予算の概算要求で、難治性疾患克服研究事業予算を100億円から75億円に減額する方針が示されており、具体的に何をどれだけ削るのかは決まっておらず、「研究奨励分野」も1年限りで打ち切れかねない状況にある。

患者の支援団体は、調査が中断されれば治療法開発につながらないと心配しているほか、研究者の中には、減額の影響で当初3年と見込んだ調査の継続やその疾患に関して行ってきた別の研究ができなくなり、疾患の研究が全体として縮小するとの懸念もある。難病は種類が多いため、厚生労働省の中には、一つずつ難病指定する従来の方法とは異なる新たな難病対策を模索する動きもあるが、本格的な検討は始まっていない。

明日の命の保証もなく苦しんでいる患者の切実な願いを、無駄の削減の一言で切り捨てることは許されない。長期的な取組も必要ではあるが、患者は待てない状況に置かれていることから、研究予算はしっかり確保しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、難病患者支援対策の更なる拡充・強化を図るため、必要な関係予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
財務大臣	藤井裕久様
厚生労働大臣	長妻昭様

第42号発議案

全国学力・学習状況調査に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年12月18日

提出者	斎藤小	藤藤川	隆莞和	景爾雄	楡中	井原	辰八	雄一	佐柄	藤沢	正	純三
賛成者	皆佐片西金中三石星松横	川藤野川谷野林井野川尾	雄卓洋国碩伊キ幸	二之猛吉彦洸郎修夫ヨ秀	小市桜岩早村長東志佐吉	林村井村川松津山田藤沢	一孝甚良吉二光英邦浩真	大一一一秀郎郎機男雄澄	富小小沢尾小渡三青中	檜島林野身野辺富木川	一林孝峯惇佳太力	成隆一修昭生夫一郎子

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治 様

全国学力・学習状況調査に関する意見書

文部科学省は、全国学力・学習状況調査について「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算の概算要求では、前年度に比べ大幅に減額して当該調査の予算を要求している。また、先の行政刷新会議における事業仕分けでは、全国学力・学習状況調査に概算要求の大幅縮減という判断が下されている。

全国学力・学習状況調査は平成19年度から3年連続で実施されているが、来年度は、3年前に小学6年生だった児童が中学3年生となり、当該調査に参加することで、3年間の学習の成果を定点観測により検証できる初めての機会であり、「悉皆方式」を「抽出方式」に変更することは、この好機を逸することを意味する。

抽出調査の対象外となった学校であっても、「希望利用方式」の併用で希望者の参加が可能とのことであるが、実施に関しては不明確な部分もあり、さらには、多大な費用や事務処理の煩雑さなど、抽出調査の対象となった場合に比べ、混乱と不公平が生じることが危惧されている。子ども一人ひとりの課題などの把握と高度な分析や検証に関する調査研究は、「悉皆方式」でしか成し得ないものである。

よって国会並びに政府におかれては、世界最高水準の義務教育の実現に向けて、小学6年生及び中学3年生の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査を継続して実施するとともに、調査結果を最大限活用し、目標達成に向けて更なる充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

新潟県議会議長 帆 莉 謙 治

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
行 政 刷 新 担 当 大 臣

横 路 孝 弘 様
江 田 五 月 様
鳩 山 由 紀 夫 様
藤 井 裕 久 様
川 端 達 夫 様
仙 谷 由 人 様